

議案第 7 1 号

東京都板橋区印鑑条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 5 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区印鑑条例の一部を改正する条例

東京都板橋区印鑑条例（昭和 5 0 年板橋区条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「板橋区に住所を有し、住民基本台帳法」を「住民基本台帳法」に、「により」を「に基づき、板橋区が備える住民基本台帳に」に改める。

第 5 条第 3 項第 1 号中「若しくは」を「又は」に改める。

第 7 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号。以下「令」という。）第 3 0 条の 1 3 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第 3 0 条の 1 6 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第 8 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

(3) 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

第 8 条第 2 項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を削る。

第14条の2中「第14条」を「前条」に改める。

第15条第5号中「氏又は」を「氏名、氏（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は」に改める。

付 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

（提案理由）

住民基本台帳法施行令の改正に伴い、旧氏での印鑑登録の取扱いに関し規定するほか、所要の規定整備をする必要がある。